



レクリエーション

レクリエーション傷害保険

(行事参加者の傷害危険補償特約セット傷害保険)

運動会・野球大会・バレーボール大会など、レクリエーション行事中に万一参加者がケガをされた場合の補償。(レクリエーション参加者を対象とした傷害保険。)

1. 保険の仕組み

レクリエーション行事主催者(学校)が保険契約者となり、レクリエーション行事参加者を一括してご契約していただきます。

レクリエーション行事に参加する方全員を被保険者(補償の対象となる方)とし、それらの方が行事参加中に被る傷害(「ケガ」といいます)のみを補償する団体契約となります。

2. 補償の内容

レクリエーション行事参加者がレクリエーション行事参加中に万一ケガをされた場合に保険金をお支払いします。また、ご希望により「熱中症危険補償特約」をセットすることができます。

- 例えば ●運動会で転倒し、骨折した。
 ●野球大会でボールが頭にあたり、大ケガをした。
 ●バレーボール大会でレシーブに失敗し、骨折した。

注1. 「レクリエーション行事参加中」とは、レクリエーション行事に参加するため所定の場所に集合したときから、所定の解散地で解散するまでの間で、かつ責任者の管理下にある間をいいます。なお、往復途上のケガは、参加者が住居を出発する前に既に参加者名が名簿等で確定しており、かつ行事開催日および場所が活動計画表により確定している場合に限ってお支払いの対象とすることができます。往復途上のケガをお支払いの対象とするためには、特約をセットする必要がありますので、ご契約時にお申し出ください。

注2. 宿泊(車中泊を含む)を前提とする行事(キャンプ、合宿等)の場合、この保険ではお引き受けできません。国内旅行傷害保険などをご利用ください。

注3. 参加者の本来の職業または興行として行われる行事や専修学校、各種学校、または職業訓練校の講義、実験、演習、実技等として行われる行事は、この保険ではお引き受けできません。

3. 「熱中症危険補償特約」とは?

熱中症による身体の障害についても死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をお支払いする特約です。

4. レクリエーション行事種目一覧

料率適用種目

A料率

いちご狩り、いも煮会、いも掘、ウォークラリー、エアロビクスダンス、映画鑑賞、緑日(保育園、幼稚園等主催)、遠足(日帰り)、お神楽(舞台上で踊る程度のもの)、お花見、オリエンテーリング(徒歩によるもの)、海水浴、街頭募金、学園祭(模擬店、コンサート、フォークダンス程度のもの)、肝だめし、クリスマス会(保育園、幼稚園等主催)、ゲートボール、見学会(工場、公共施設、展覧会、スポーツ、○○ショー、美術館等)、校庭・プール清掃、こてき隊、ゴムボート遊び(川下りを除く)、ゴルフ、昆虫採集、魚のつかみどり(プール、川の浅瀬で行う場合)、サッカー教室(試合は除く)、潮干狩、史跡巡り、ジャズダンス、柔軟体操、珠算、将棋、水泳(遠泳を含む)、ソフトボール、太極拳、体力テスト、田植え、卓球、町内清掃、釣堀での釣り、ティーボール、テニス、天体観測、ドッジボール、なわとび、ハイキング、花火大会(市販程度の花火)、バドミントン、バードウォッチング、バーベキュー、バレーボール、飯ごうすいさん、美容・健康美体操、フォークダンス、ブラスバンド、プロ野球観戦、ボウリング、盆踊り、ヨガ、ラジオ体操、料理教室 など

料率適用種目	B料率	アスレチック(アスレチック場で総合的に行うもの)、運動会、駅伝、観光河川下り(りと竿で操船される和船)、キャンプ(日帰り)、クレー射撃(散弾銃による射出標的の射撃)、剣道、子供みこし(樽製、紙製)、自転車遅乗り競争、重量挙げ、乗馬(ポニー、ろば等を含む)、水球、スケート、釣り(磯釣り・船上での釣り・船を使用して釣り場に行き行うものを除く)、軟式野球(準硬式を含む)、ハンドボール、バスケットボール、パレード(自動二輪、原付自転車、自転車搭乗による)、フェンシング、防災訓練(一般市民、学童等が行う程度のもの)、ボディビル、マラソン、野球教室(実技を伴う場合)、ヨット教室、ライフル射撃(ライフル銃による固定標的の射撃)、ライン下り(観光客を対象とする程度のもの)、陸上競技(短距離、走り幅跳び等) など
	C料率	空手、硬式野球、ゴーカート(遊園地にある程度のもの)、祭礼で山車・みこしに参加するもの、サッカー、サーフィン(滑降)、柔道、スキー(登山以外の歩くスキーを含む)、相撲、ボクシング、ボートレース(モーターボートを除く)、ラグビー、レガッタ(手漕ぎボートレースに限る) など

●上記の表に記載されていない種目についてもご契約できる場合がありますので、取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。

5. お支払いする保険金のご説明

主なものを記載しています。また、セットする特約により「保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」が異なることがありますのでご注意ください。なお、死亡保険金は死亡した被保険者の死亡保険金受取人に、それ以外の保険金はケガを被った被保険者にお支払いします。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

※1 既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

※2 「保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額」において、治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

※3 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 お支払いする保険金の額 死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	① 次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ・ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ・ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ・ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ・ 被保険者に対する刑の執行 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注1) ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ② 次のいずれかについても保険金をお支払いできません。 ・ 原因がいかなる場合でも、むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) ・ 細菌性食中毒、ウイルス性食中毒 ③ 次のように発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ・ 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等)をいいます、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 等
後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 お支払いする保険金の額 $\text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合(4~100\%)}$ ※1 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 ※2 保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合 お支払いする保険金の額 $\text{入院保険金日額} \times \text{入院日数}$ ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。	
手術保険金	保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合 お支払いする保険金の額 $\text{入院保険金日額} \times \text{10}$ $\text{入院保険金日額} \times \text{5}$ ① 入院中に受けた手術 ② 上記①以外の手術 ※1 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※2 1事故につき、1回の手術に限ります。また、1事故に対して、上記①と②の手術を受けた場合は、上記①の手術を受けたものとします。	
通院保険金	保険期間中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合 お支払いする保険金の額 $\text{通院保険金日額} \times \text{通院日数}$ ※1 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日を限度とします。 ※2 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	(注1) テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 (注2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

※1 手術とは、次の診療行為をいいます。

① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。

・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術

② 先進医療(※1)に該当する診療行為(※2)

(※1) 先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める先進医療をいいます(先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り)。

(※2) 先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります(診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。

※2 通院とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。

●セットできる主な特約・補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下記のとおりです。

熱中症危険補償特約：被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によって身体に障害を被った場合についても、保険金をお支払いする特約です。

6. 保険金額(ご契約金額)・保険料例 [行事参加者用] 往復途上傷害危険補償特約セット

保険金額(ご契約金額)および保険料例は、次のとおりです。

契約区分	項目	熱中症危険補償特約 なし		熱中症危険補償特約 あり			
		団体割引なし	団体割引5%	団体割引なし	団体割引5%		
A料率	補償内容	死亡・後遺障害保険金額	9,242千円	9,838千円	9,242千円	9,838千円	
		入院保険金日額	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	
		手術保険金額	入院中	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
			入院中以外	25,000円	25,000円	25,000円	25,000円
		通院保険金日額	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	
保険料(1日1名あたり)		50円		52円	51円		
B料率	補償内容	死亡・後遺障害保険金額	—	9,839千円	—	9,839千円	
		入院保険金日額	—	5,000円	—	5,000円	
		手術保険金額	入院中	—	50,000円	—	50,000円
			入院中以外	—	25,000円	—	25,000円
		通院保険金日額	—	3,000円	—	3,000円	
保険料(1日1名あたり)		247円		250円			
C料率	補償内容	死亡・後遺障害保険金額	—	9,823千円	—	9,823千円	
		入院保険金日額	—	5,000円	—	5,000円	
		手術保険金額	入院中	—	50,000円	—	50,000円
			入院中以外	—	25,000円	—	25,000円
		通院保険金日額	—	3,000円	—	3,000円	
保険料(1日1名あたり)		493円		498円			

(注) レクリエーション傷害保険は、1日あたり20名以上かつ1契約あたりの保険料が1,000円以上でのお引き受けとなります。

●参加者の人数により、次のとおり団体割引が適用できます。ただし団体割引を適用する場合は、下記の参加者数と団体最低保険料を充足することが必要です。

適用できる割引率	1日あたり参加者数の条件	団体最低保険料
5%	20名以上	1,900円
10%	50名以上	45,000円
15%	1,000名以上	85,000円
20%	3,000名以上	240,000円

ご契約例

保険契約者：○○学校 校長 □□△△

被保険者：○月○日の○○学校の主催する運動会

(B料率)出場者全員200名

保険料：1名あたり 250円とすると 250円×200名=50,000円(熱中症危険補償特約あり)

参加者が20名以上500名未満、団体最低保険料1,900円を充足しているため、団体割引5%が適用されて補償内容は、{死亡・後遺障害保険金額 9,839千円 入院保険金日額 5,000円 通院保険金日額 3,000円}

上記以外の設計もできます。取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。

7. 手続き方法

実施日の2週間前までにP27の「レクリエーション傷害保険事前受付票」をFAXしてください。

この保険のご契約方法は次のとおりです。

- 行事参加者の確認方法(名簿等)と参加予定人数をお知らせください(行事参加者が名簿等で把握できることが必要です)。
参加者全員が被保険者(補償の対象となる方)となります。ただし、参加者が1日(1回)20名以上(開催日数が2日以上の場合は1日あたりの平均参加者数が20名以上)いることが条件です。
- 参加者全員が同一の保険金額(ご契約金額)となります。
- 1契約あたりの最低保険料は1,000円です。
- ご契約の方式は次の2つがあります。

(1) スポット契約方式

- ・契約締結日に行事開催日(注1)、行事参加人数が確定している場合は、スポット契約としてご契約が可能です。
- ・同一日に複数の会場で行事を行う場合や開催日が複数となる場合でも、1契約でご契約いただくことが可能ですが、スポット契約の保険期間は1か月以内とします(注2)。
- ・この場合、「行事(レクリエーション)参加者傷害保険 別紙明細書」に行事内容・開催日・開催日ごとの参加人数を記載し、保険申込書に添付します。

(2) 包括契約方式(包括契約特約をセット)

- ・特約期間内に行われるすべての行事について、包括してご契約いただくことが可能です。
- ・特約期間は暦日の1年以内で設定します。
- ・契約締結時に、特約期間内に行われるすべての行事内容を確認し、「行事(レクリエーション)参加者傷害保険 別紙明細書」に記入する必要があります。
- ・ご契約時には、次の暫定保険料を払い込んだうえで、保険期間終了後に確定保険料との差額を精算(確定精算)してください。なお、別途約定する通知日に、行事实施状況を通知書により報告してください。
- 一括報告・一括精算の場合・・・ご契約時、特約期間(保険期間)中の見込人数相当分以上の保険料を払い込んでください。ただし、特約期間(保険期間)1か月以内のご契約に限ります。

8. 契約概要のご説明

保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えくださいますようお願いいたします。

1. 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

行事参加者の傷害危険補償特約セット傷害保険は、被保険者が行事参加中において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（「ケガ」といいます）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。

(2) 被保険者の範囲

行事参加者全員、または行事参加団体の行事参加者全員もしくは複数の行事参加団体の行事参加者全員となります。

2. 基本となる補償等

(1) 基本となる補償

中面の「お支払いする保険金のご説明」に主なものを記載しています。また、セットする特約により「保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」が異なることがありますのでご注意ください。なお、死亡保険金は死亡した被保険者の死亡保険金受取人に、それ以外の保険金はケガを被った被保険者にお支払いします。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。

(2) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご確認ください。また、お客さまのご契約の保険金額は、保険申込書をご確認ください。

●各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は被保険者の年齢・収入・高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。お引受けできない保険金額・ご契約条件等もありますのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

●通院保険金日額は、入院保険金日額を超えて設定することはできません。

(3) 主な特約の概要

ご希望によりセットする特約を選択できます。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。

(4) 保険期間および補償の開始・終了時期

① 保険期間：保険期間は商品内容に合わせて1年以内で設定してください（ご契約内容によっては保険期間1年となります）。実際に契約する保険期間については、保険申込書をご確認ください。

② 補償の開始：始期日の午前0時

③ 補償の終了：満期日の午後12時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料決定の仕組み

① 保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。

② この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。なお、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。詳

細は取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。

(2) 保険料の払込方法

① 保険料の払込方法は次のとおりです。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。

払込方法

払込方法	概要
一時払	保険料の全額を一括して払い込む方法です。

※1 包括契約の場合は、ご契約時に暫定保険料を払い込み、保険期間終了後に確定保険料との差額を精算いただく方法（確定精算）となります。

※2 ご契約内容により、上記以外の払込方法を選択いただける場合があります。

主なキャッシュレスの払込方法

払込方法	概要
口座振替 ^(注1)	指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。
クレジットカード ^(注2)	引受保険会社の指定するクレジットカード ^(注3) によって払い込む方法です。

※1 上記キャッシュレスによる払込方法は、ご契約内容によりご利用いただけない場合があります。

※2 現金で払い込んだ場合、引受保険会社所定の保険料領収証を発行します。

(注1) ご契約時に指定口座が引受保険会社の提携金融機関に設定されており、かつ、ご契約のお申込みおよび口座振替申込書のご提出を、所定条件を満たす取扱代理店において行う場合に、「初回保険料口座振替特約」をセットしてご利用いただけます。

(注2) ご契約のお申込みを、所定条件を満たす取扱代理店において行う場合に、「保険料クレジットカード払特約」をセットしてご利用いただけます。

(注3) 保険契約者が法人の場合は法人カード、または、その法人が法人カードを作成していない場合は契約締結責任者の個人カードの使用が可能です。

② 保険料は、保険料の払込が滞りされる場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

事故時のご連絡窓口について

事故が起こった場合

30日以内にご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター

0120-985-024（無料）

●受付時間[24時間365日]

●IP電話からは**0276-90-8852**(有料)におかけください。

●おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **ナビダイヤル 0570-022-808**（全国共通・通話料有料）
そんぽADRセンター

●受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)] ●携帯電話からも利用できます。

●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。 ●おかけ間違いにご注意ください。

●電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。

●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

9. ご契約にあたってのご注意

- このパンフレットは、「レクリエーション傷害保険(行事参加者の傷害危険補償特約セット傷害保険)」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。なお、保険料払込みの際は、引受保険会社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社までお問合せください。
- 取扱代理店は引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として保険申込書に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 事故が起こった場合、事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご契約の取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

10. お問い合わせ先

(一財) 兵庫県学校厚生会 保険課 (団体保険係)

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通4-7-34 電話:078-331-9317(直通) FAX:078-331-9910